



# 島根県報

平成25年6月14日（金）

第2,503号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農村整備課）	2
保安林の指定	（森林整備課）	3
指定漁船調書の縦覧	（水産課）	4
都市計画変更の図書の縦覧	（都市計画課）	5
都市計画事業の認可	（ 〃 ）	6
建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部改正	（建築住宅課）	6
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（会計課）	6

### 【公 告】

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	（環境生活総務課）	7
------------------------------	-----------	---

### 【特定調達公告】

島根県警察情報ネットワーク（SPWAN）回線サービス利用に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	7
--	--------	---

### 【正 誤】

平成25年5月14日付け島根県報号外第90号中	（水産課）	9
-------------------------	-------	---

**告 示****島根県告示第446号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年6月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社デイサービス・キートス	通所介護	デイサービス・キートス	出雲市小山町404番地4	平成25年6月10日
	介護予防通所介護			

**島根県告示第447号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成25年6月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
豊田 暢彦	外科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	平成25年5月30日
谷田 敦	整形外科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	平成25年5月30日
池田 欣史	眼科	隠岐広域連合立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1	平成25年5月30日

**島根県告示第448号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年6月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市八雲町土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

石倉 徳章 松江市八雲町東岩坂1434番地  
 石倉 聡 松江市八雲町西岩坂1268番地  
 矢野 秀行 松江市八雲町日吉78番地  
 岩田 憲政 松江市八雲町東岩坂280番地  
 渡部 眞史 松江市八雲町東岩坂617番地  
 渡部 好美 松江市八雲町東岩坂1637番地  
 石原 昭夫 松江市八雲町西岩坂1186番地  
 石倉 豊 松江市八雲町西岩坂42番地  
 須山 穰 松江市八雲町熊野141番地1

前田 和憲 松江市八雲町熊野385番地  
藤田 則郷 松江市八雲町熊野964番地  
西村 伸 松江市八雲町熊野1985番地4  
岩田 良夫 松江市八雲町熊野1302番地  
三島 幸晴 松江市八雲町平原223番地

## 監事

長島 譲 松江市八雲町西岩坂1579番地  
安達 義人 松江市八雲町熊野2950番地  
三島 剛実 松江市八雲町平原45番地

## 2 就任年月日

平成25年4月20日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

石倉 徳章 松江市八雲町東岩坂1434番地  
小早川富夫 松江市八雲町東岩坂991番地2  
矢野 秀行 松江市八雲町日吉78番地  
渡部 好美 松江市八雲町東岩坂1637番地  
石倉 聡 松江市八雲町西岩坂1268番地  
石原 昭夫 松江市八雲町西岩坂1186番地  
石倉 豊 松江市八雲町西岩坂42番地  
須山 穰 松江市八雲町熊野141番地1  
藤田 彰裕 松江市八雲町熊野664番地  
藤原 誠 松江市八雲町熊野841番地  
安達 時雄 松江市八雲町熊野2300番地  
稲垣多留夫 松江市八雲町熊野1166番地  
勝部 峯伴 松江市八雲町平原1070番地

## 監事

長島 譲 松江市八雲町西岩坂1579番地  
安達 義人 松江市八雲町熊野2950番地  
三島 剛実 松江市八雲町平原45番地

## 島根県告示第449号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年6月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町原田小原田633-2、633-3、633-5、634-2

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第450号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成25年6月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 (1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

江津市黒松町654-1 渡邊 勇

〃 和木町600-5 柿谷 紀

〃 江津町745 有賀美津男

イ 加入区

江津市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

## (2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

## 2 (1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

大田市静間町218-13 山内 雪久

〃 219-17 月森 元市

〃 188-20 月森 廣次

イ 加入区

和江加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

## (2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

## イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

## 3(1) 届出事項

## ア 発起人の住所及び氏名

隠岐郡隠岐の島町東町登具 6 大西 隆秀

" 港町天神原16-1 吉田 政司

" 加茂1811 藤田 秀男

## イ 加入区

西郷加入区

## ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

## (2) 指定漁船調書の縦覧

## ア 縦覧期間

告示の日から15日間

## イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

## 4(1) 届出事項

## ア 発起人の住所及び氏名

隠岐郡知夫村935 徳田 博史

" 409 濱 辰成

" 396-6 D棟 加藤 二士

## イ 加入区

知夫村加入区

## ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

## (2) 指定漁船調書の縦覧

## ア 縦覧期間

告示の日から15日間

## イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

**島根県告示第451号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年 6 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 都市計画の種類

江津都市計画道路

## 2 都市計画を変更する土地の区域

江津市江津町、嘉久志町

## 3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

## 島根県告示第452号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年6月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 施行者の名称

江津市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

江津都市計画その他の教育文化施設整備事業 江津市市民交流センター

## 3 事業施行期間

平成25年6月14日から平成28年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

江津市江津町地内

## (2) 使用の部分

なし

## 島根県告示第453号

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成19年島根県告示第447号）の一部を次のように改正し、平成25年6月14日から施行する。

平成25年6月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2号中「平成25年6月19日」を「平成28年6月19日」に改める。

## 島根県告示第454号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成25年6月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
1の9	大田市長久町長久ハ7-1 島根県食品衛生協会大田支 所 支所長 原 信行	大田市長久町長久ハ7-1	島根県食品衛生協会大田 支所 支所長 原 信行	社団法人 島根県食品衛 生協会大田支所 支所長

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成25年6月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エコビレッジかきのきむら

3 代表者の氏名

井川 保

4 主たる事務所の所在地

島根県鹿足郡吉賀町柿木村柿木539番地2

5 従たる事務所の所在地

なし

6 定款に記載された目的

この法人は、116年の歴史を持つ柿木村が合併によって吉賀町となった後も、この地域に生き続けたいと願う地域住民とここを愛する都市住民に対して、自然環境や文化や歴史を守りながらも、地域資源を活かした新たな産業の創出やそれを担う次世代の育成を行う情報収集や発信、普及啓発、調査研究、講演会や研修・イベント等の企画、コンサルティング、新産業創出へ向けての実証実験事業等を行い、人と自然が共生し、100年先も住み続けられる社会の実現に寄与することを目的とする。

7 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁第三分庁舎1階）

益田地区県政情報コーナー（益田合同庁舎2階）

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年6月14日

島根県警察本部長 彦 坂 正 人

1 入札の内容

(1) 入札の件名

島根県警察情報ネットワーク（SPWAN）回線サービス利用契約

## (2) 仕様等

入札説明書による。

## (3) 賃貸借期間

平成26年3月1日から平成31年2月28日まで

## (4) 初期導入期間

契約の日から平成26年2月28日まで

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 島根県税を滞納していない者であること。

(7) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。

(8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

## 3 入札書の提出場所等

## (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2241、2242

## (2) 入札説明会

行わない。

## (3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成25年6月14日（金）から同年7月8日（月）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は行わない。

## (4) 入札書の提出期限

平成25年8月1日（木） 午後2時（郵送による入札にあつては、正午までに到着していること。）

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年8月1日（木） 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部1階聴聞室

ウ 開札 即時開札

## (6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は認めない。

## 4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 5 入札保証金

契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## 6 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## 7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 8 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## 9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## 10 落札者の決定方法

入札書に記載された初期導入費及び回線利用料が、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、かつ、合計額が最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## 11 契約書作成の要否

要する。

## 12 その他

詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

(1) Subject matter for tender : The contract of Information Network Circuit Services used by Shimane Prefectural Police

(2) Bid tendering Date : August 1, 2013, 2 : 00P.M. (Bids by Post must be received by noon on August 1, 2013)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Headquarters 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510  
TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

**正**

**誤**

平成25年5月14日付け島根県報号外第90号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

行

誤

正

4	上から25	隠岐郡隠岐の島町久見、代、伊後、山田、郡、小路、那久路、苗代田、北方及び南方	隠岐郡隠岐の島町久見、代、山田、郡、小路、那久路、苗代田、北方及び南方
12	上から10	隠岐郡隠岐の島町久見、代、伊後、山田、郡、小路、那久路、苗代田、北方及び南方	隠岐郡隠岐の島町久見、代、山田、郡、小路、那久路、苗代田、北方及び南方
28	上から7	隠岐郡海士町大字海士	隠岐郡海士町大字福井
	上から20	隠岐郡海士町大字海士	隠岐郡海士町大字福井
35	上から5	隠岐郡海士町大字海士	隠岐郡海士町大字豊田
	上から21	隠岐郡海士町大字海士	隠岐郡海士町大字豊田
	上から35	隠岐郡海士町大字海士	隠岐郡海士町大字豊田
36	上から25	隠岐郡海士町大字海士	隠岐郡海士町大字福井